

歯科外来・在宅ベースアップ[®]評価料 届出の手引き



公益社団法人 日本歯科医師会

2024年4月

(2024年5月28日更新版)

目次

第1：歯科外来・在宅ベースアップ評価料について	3
1) 医療従事者の賃上げの概要について	4
2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料とは？	5
3) 医療従事者の賃上げとは？どんな仕組みで賃上げするのか？	7
4) 賃上げの配分方法やスケジュール感は？	8
5) 賃上げ促進税制の活用	9
6) いつから始める？賃上げの条件は？	10
7) まず準備するものは？賃上げの対象職種は？	11
第2：ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出について	12
1) ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ算定するケース【算定に必要なデータ】	13
2) 賃上げ計算支援ツールを使ってみましょう	14
3) ベースアップ評価料（Ⅰ）を届出してみましょう	17
4) ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう	19
第3：ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出について	26
1) ベースアップ評価料Ⅱも算定できるケース【算定に必要なデータ】	27
2) 賃上げ計算支援ツールを使ってみましょう	28
3) ベースアップ評価料（Ⅱ）を届出してみましょう	30
4) ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう	32
第4：厚生局への届出・参考資料	40
1) 届出書類作成の注意点と届出の送信先（メールアドレス）	41
2) （参考）厚生労働省作成チラシ	43

本内容は現在、厚生労働省に確認中のため、今後、訂正等が生じる可能性があります。（2024.4.30）



第1：歯科外来・在宅ベースアップ評価料について

医療従事者の賃上げの概要について

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などといった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えています。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**医療従事者の賃上げを実施するための特例的な対応**を行います。

物価高に負けない「賃上げ」の実現！

物価高に負けない「賃上げ」の実現を目指し、令和6年度診療報酬改定では、

1 **病院、歯科診療所に勤務する歯科衛生士、歯科技工士その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+ 0.61%の改定**

2 **40歳未満の勤務歯科医師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+ 0.28%の改定**

を行い、医療従事者の賃上げに必要な診療報酬の創設及び初再診料等の引き上げます。

また、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%の実現に向け、

① 医療機関等の過去の実績

② 今般の報酬改定による上乗せ点数の活用

③ 賃上げ税制の活用

を組み合わせることにより、達成を目指していくことになります。



なお、今回の賃上げの状況については、賃金引上げに係る計画書、賃金引上げの実施状況の報告書の提出（毎年）、抽出調査などにより報告していただく予定です。



今般の報酬措置以外の収入や、税制措置も活用しながら、令和6年度ベア+2.5%、令和7年度ベア+2.0%の目標にご協力をお願いします。

3

- 今般の診療報酬改定における賃上げの対象となる職種については、それぞれ以下のとおりです。

1

病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+ 0.61%の改定

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、**歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者**、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

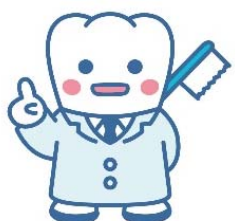
2

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+ 0.28%の改定

【対象職種（想定）】

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所で従事する者 等

ベースアップ評価料（I）で、対象職種の2.5%の賃上げを行っても余る場合は、対象職種以外の賃上げも可能です。



歯科外来・在宅ベースアップ評価料とは？

医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として評価が新設されました

(新) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) (1日につき)

- 1 初診時 **10点**
- 2 再診時等 **2点**
- 3 歯科訪問診療時
 - イ 同一建物居住者以外の場合 **41点**
 - ロ 同一建物居住者の場合 **10点**

歯科衛生士、歯科技工士、その他の医療関係職種の賃金改善を実施している場合で地方厚生(支)局長に届出をした場合
※届出は様式95～98、計画書による

施設基準 (通知抜粋)

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
- (2) 主として歯科医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。)が勤務していること。**対象職員は別表4に示す職員**であり、専ら事務作業(歯科業務補助者等の歯科医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。
- (3) 当該評価料を算定する場合は、**令和6年度及び令和7年度**において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。
- (4) (3)について、**当該評価料は対象職員のベア及び賞与、手当等の増加分に用いる。**ただし、**当該評価料の収入が増加分を上回り、追加でベアを行えない場合又は令和6年度及び令和7年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。**
- (5) 対象職員の基本給等を**令和5年度と比較して一定水準以上引き上げた場合は、40歳未満の勤務歯科医及び勤務医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)**を行うことができること。
- (6) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (7) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

(新) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) (1日につき)

- 1 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1
 - イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 **8点**
 - ロ 再診時等 **1点**
- 2 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 2
 - イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 **16点**
 - ロ 再診時等 **2点**
- ⋮
- ⋮
- ⋮
- 8 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 8
 - イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 **64点**
 - ロ 再診時等 **8点**

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) の届出を行っている医療機関で、(Ⅰ) で算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の1.2%未満であること

8段階

施設基準 (通知抜粋)

- (1) 入院基本料又は特定入院料等の届出を行っていない保険医療機関であること。
- (2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) **歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込みの10倍の数が、対象職員の給与総額の1分2厘未満**であること。
- (4) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の保険医療機関ごとの区分については、当該保険医療機関における対象職員の給与総額、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み並びに歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数を見込みを用いて算出した数【B】に基づき、別表5に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。ただし、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準の届出をあわせて行う保険医療機関については、同一の区分を届け出ること。

(つづく)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料とは？

施設基準

【B】＝ 対象職員の給与総額×1分2厘 － (外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み)×10円

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み×8
＋ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み
＋ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み×8
＋ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み

(5) (4)について、「対象職員の給与総額」は、直近12か月の1月あたりの平均の数値を用いること。外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込みは、初診料等の算定回数を用いて計算し、直近3か月の1月あたりの平均の数値を用いること。また、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生局長等に届け出ること。ただし、前回届け出た時点と比較して、直近3か月の【B】、対象職員の給与総額、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み並びに歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込みのいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとする。

(6) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施しなければならない。

(7) (6)について、**当該評価料は対象職員のベア及び賞与、手当等の増加分に用いる。ただし、当該評価料の収入が増加分を上回り、追加でベアを行えない場合又は令和6年度及び令和7年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。**

(8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。

(9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。

(10) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定地域に所在する保険医療機関にあっては、この限りでない。

(11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

医療従事者の賃上げとは？どんな仕組みで賃上げするのか？

賃上げの基本的な方針

■ ①～③を組み合わせ、
令和6年度に+2.5%、
令和7年度に+2.0%のベアを実施。

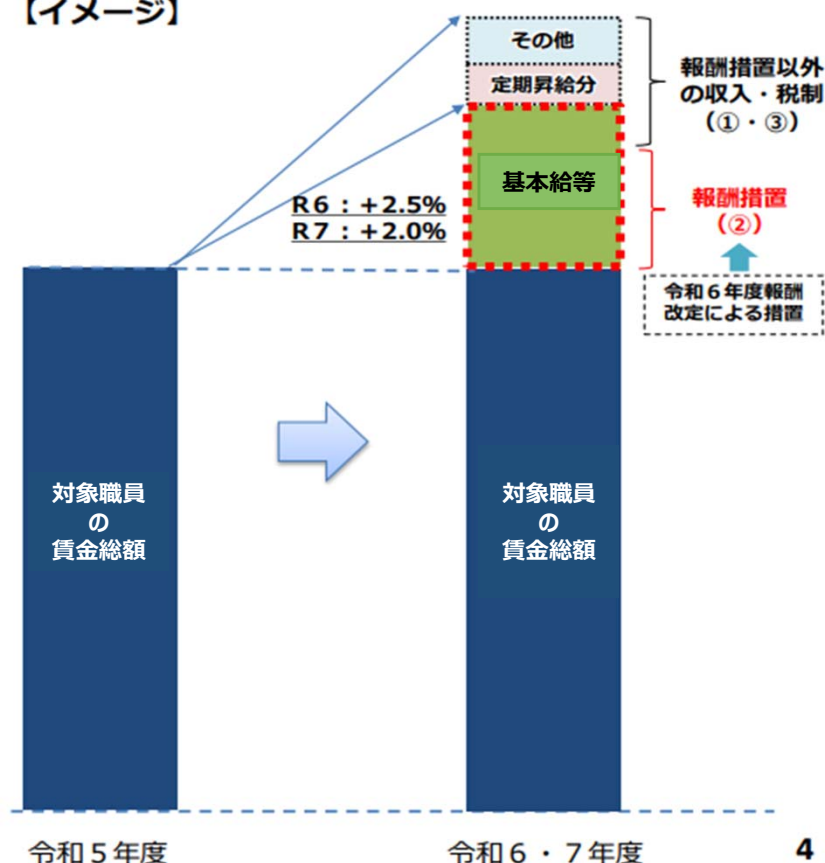
① 歯科医療機関の過去の実績をベース

② 今般の報酬改定による上乗せ活用
(2.3%相当分)

③ 賃上げ促進税制の活用

- 令和6年度と令和7年度の2年間の賃金引き上げについて計画します。
- そのなかでベースアップ評価料は、対象職種の給与総額の2.3%相当となるように設定されています。
- この点数を算定した場合の賃上げへの配分方法は以下の2つのパターンが考えられますが、いずれの場合も算定額を全て賃金の引き上げに充てることが重要です。

【イメージ】



【例：令和5年度の給与総額を1000万円とした場合】

(2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み)

1000万円×2.3%×2年間＝46万円
(賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1)

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



(パターン2)

2年間で段階的に引き上げを行う配分方法

23万円－16.5万円＝6.5万円を
次年度に繰り越し可能。
※ 繰り越しせず他職種などの
賃金引き上げに充てることも可能。



ベースアップ評価料の算定額の見込みについては、あくまで目安であり、保険医療機関ごとの状況や実際の算定回数に応じて、変動が生じ得ます。

賃上げの配分方法やスケジュール感は？

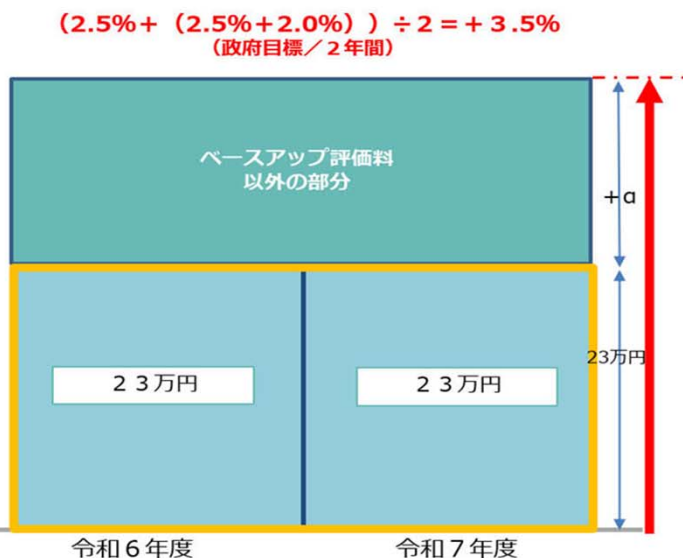
(パターン1)

令和6年度に纏めて引上げを行う
配分方法

【例：年間の給与総額を1000万円とした場合】

(パターン1)

令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法

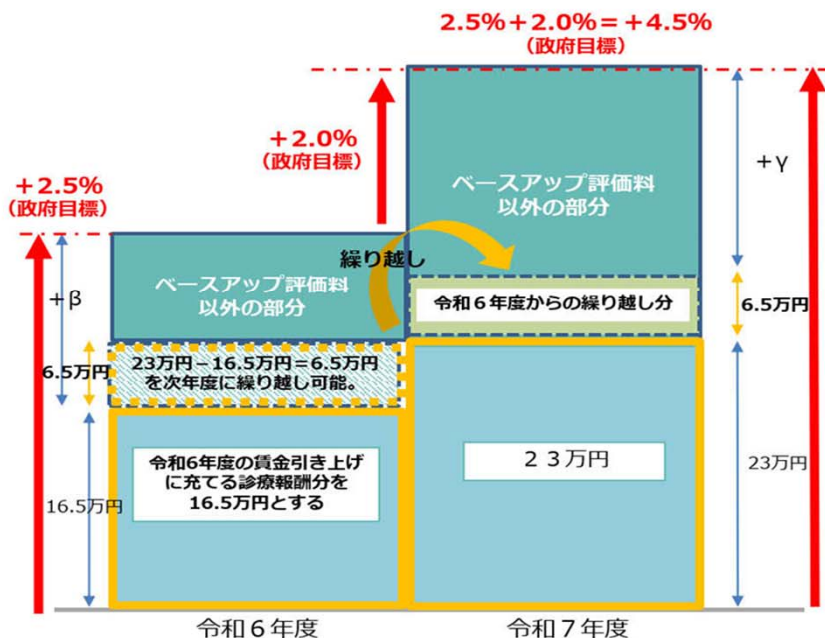


(パターン2)

2年間で段階的に引上げを行う
配分方法

(パターン2)

2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



ベースアップ評価料による賃上げの対象とならない職種についても、引き上げられた初再診料等や入院基本料等を活用して、同様の考え方で政府目標の達成を目指して頂きますようお願いいたします。

10

スケジュール

賃上げ対応の主な流れとして、

- ①賃上げの計画の作成、②計画に基づく労使交渉等、③計画に基づく給与規程の改正、④施設基準の届出・期中の区分変更の届出、⑤賃上げ状況の報告 が必要です

	R5年度		R6年度					R7年度					R8年度		
	2月	3月	4月～	6月～	9月～	12月～	3月	4月～	6月	～8月	9月～	12月～	3月	～5月	～8月
賃上げセミナー	● 本日														
計画（・交渉） ・改定	↔														
賃金改善 実施期間															
施設基準上の 届出・変更															
賃上げ状況の 報告															

13

賃上げ促進税制の活用

事業者が一定率以上の賃上げをした場合に、
賃上げ額の一部を法人税等から税額控除できる制度も活用してください。

詳しくは、以下のURLからパンフレットを参照（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei_pamphlet.pdf

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

中小企業
も活用可能！

全企業向け

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	1 5 %
+ 5 %（新設）	2 0 %
+ 7 %（新設）	2 5 %

+

前年度比+ 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

+

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業
も活用可能！

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	2 5 %

+

前年度比+ 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

+

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	1 5 %
+ 2. 5 %	3 0 %

+

前年度比+ 5 %
⇒ 税額控除率を
1 0 %上乗せ

+

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能※6（新設）**
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

いつから始める？賃上げの条件は？

○いつから？

⇒診療報酬改定は令和6年6月施行であるが、4月や5月支給の給与から充当することも可能

○対象職員の常勤換算数

ベースアップ評価料（Ⅰ）の場合…0人以上

ベースアップ評価料（Ⅱ）の場合…2人以上

○ベースアップ評価料（Ⅱ）の条件

保険診療等と自費診療の割合⇒80%以上が保険収入であることが条件

★算定開始予定月を決める…下記表を参照

（予定月の設定は4、7、10、翌1月のいずれかを選択）

（例）令和6年6月1日から算定を開始する場合

○対象職員の給与総額（12カ月）
期間：令和5年3月～令和6年2月

○初診料・再診料・訪問診療料（同一建物以外・同一建物）
の算定回数（3カ月）
期間：令和5年12月～令和6年2月

評価料（Ⅰ）（Ⅱ）
とも4.7.10.1月以外で
も算定開始可能。
給与総額は届出を行う
月の直近1年。

届出を行う月	算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間	算出の際に用いる「評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込み」「評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み」の対象となる期間（※）	算出した【B】及び【C】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月
3月	前年3月～2月	前年12月～2月	4月
6月	前年6月～5月	3～5月	7月
9月	前年9月～8月	6～8月	10月
12月	前年12月～11月	9～11月	翌年1月

POINT



※上記は評価料（Ⅱ）の届出月の表。
評価料（Ⅰ）及び新設医療機関等はこの限りでなく
1～3か月程度の算定回数でも可

まず準備するものは？賃上げの対象職種は？

【準備するもの】

- ① 自院のスタッフの給与額
- ② 歯科初診料の算定回数
- ③ 歯科再診料の算定回数
- ④ 歯科訪問診療料（同一建物以外）の算定回数
- ⑤ 歯科訪問診療料（同一建物）の算定回数

（例）2024（令和6）年6月算定開始の場合

- ・2023（令和5）年3月～2024（令和6）年2月の対象職員の給与総額（月ごと）
- ・2023（令和5）年12月～2024（令和6）年2月の上記②～⑤の算定回数（月ごと）

【対象職種】

歯科診療所に勤務する

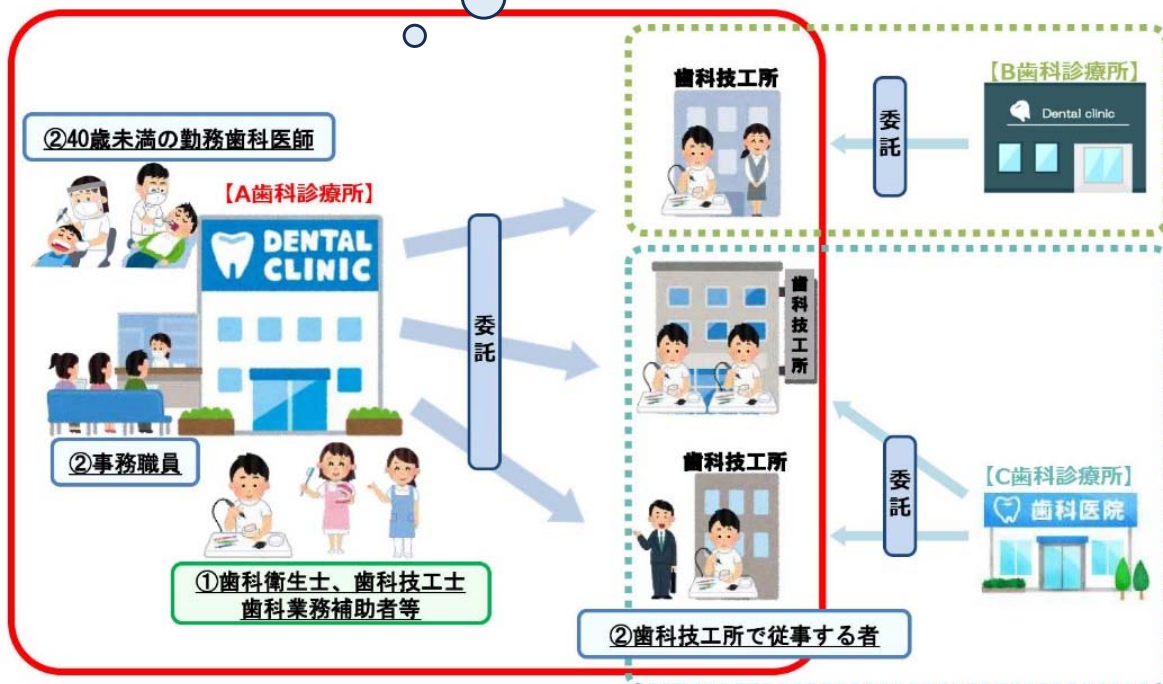
- 歯科衛生士
- 歯科技工士
- 歯科業務補助者

※ 歯科医師は除く

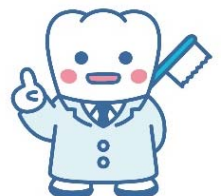
※ 専従者給与支給者も含むことができる

40歳未満の勤務歯科医師・事務職員・歯科技工所で従事する職員等の賃上げはベースアップ評価料以外での賃上げを実施します。（+0.28%分）

※ 算定金額に余裕があれば評価料で賃上げすることも可能。



令和6年度の改定結果検証において、賃上げの適切な実施について調査が行われます。
人材確保やスタッフのモチベーションアップの観点からも、まずは評価料（Ⅰ）から届出して算定してみませんか？



第2：ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出について

ベースアップ評価料Ⅰのみ算定するケース【算定に必要なデータ】

よ坊歯科クリニックにおいて、3名の従業員に対する賃上げ（令和6年6月から算定開始）



林DH



大杉DH
(家族労働者)



木村DA

【対象職種・給与額】

- 賃上げの対象職種を決める
- 事務職員を除く家族労働者も対象職種に含むことができる
- 給与等の金額は、基本給だけでなく、毎月決まって支払う金額も含まれる
- 定期昇給している場合はその金額も準備
(この場合は毎年4月に2,000円の定期昇給とする)

給与額	林DH	大杉DH	木村DA	月の総額
令和5年3月	248,000円	248,000円	200,000円	696,000円
令和5年4月（定期昇給）	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年5月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年6月（賞与含）	500,000円	250,000円	404,000円	1,154,000円
令和5年7月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年8月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年9月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年10月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年11月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和5年12月（賞与含）	500,000円	250,000円	404,000円	1,154,000円
令和6年1月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
令和6年2月	250,000円	250,000円	202,000円	702,000円
月平均の支給額	291,500円	249,833円	235,500円	776,833円
対象職種への支給総額	9,322,000円			

25ページの
賃金改善計画書に
使用します

Vの(21)
※合算する

VIIの(35)
※合算する

IVの(14)

15ページの
賃上げ計算支援ツールの
Step1と2に使用します

算定回数	歯科初診料	歯科再診料	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
令和5年12月	35回	500回	10回	4回
令和6年1月	30回	500回	10回	4回
令和6年2月	35回	500回	10回	4回

賃上げ計算支援ツールを使ってみましょう

算定に必要なデータが準備できたら、厚生労働省のホームページから、
「ベースアップ評価料計算支援ツール（歯科）」のExcelをダウンロードします

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療保険> 令和6年度診療報酬改定について> 令和6年度診療報酬改定説明会(令和6年)

令和6年度診療報酬改定説明資料等について

説明動画

[令和6年度診療報酬改定説明\(YouTube\)はこちら←公開しました](#)

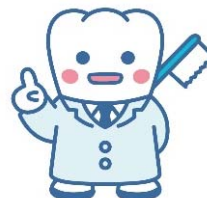
[令和6年度診療報酬改定における賃上げについて\(YouTube\)はこちら←公開しました](#)

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(医科\)](#)

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(歯科\)](#) ← **ここをクリック**

[ベースアップ評価料計算支援ツール\(訪問看護\)](#)

計算支援ツールは3ステップ！
評価料の算定に必要なデータを入力してみましょう



医療従事者の賃上げ計算支援ツール【歯科医療機関の場合】

令和6年2月15日版

本ツールでは、次の3ステップでベースアップ評価料を活用した医療従事者の賃上げ計算を支援します。

- Step 1 対象職員の給与総額の計算
- Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算
- Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

目次

はじめに

Step 1 対象職員の給与総額の計算

Step 2 ベースアップ評価料の算定見込みの計算

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】
- ③ 入院ベースアップ評価料【病院・有床診療所のみ】

Step 3 医療従事者の賃上げ見込みの計算

戻る

次へ

厚生労働省



Step 1

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日

2024年6月1日

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	696,000円
2023年4月	702,000円
2023年5月	702,000円
2023年6月	1,154,000円
2023年7月	702,000円
2023年8月	702,000円
2023年9月	702,000円
2023年10月	702,000円
2023年11月	702,000円
2023年12月	1,154,000円
2024年1月	702,000円
2024年2月	702,000円

対象職員の給与総額を
月ごとに入力

13ページのデータをもとに
Step1で月ごとの給与総額
Step2で算定回数を
入力します

19ページの
参考シートで必要

1月当たり給与総額

776,833円



Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

○ 次に、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。

○ **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。**

算定開始予定日

2024年6月1日

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2023年12月				
2024年1月				
2024年2月				

1月当たり算定回数

0回

0回

0回

0回

歯科初診料、
歯科再診料、
歯科訪問診療料
(同一建物以外・同一建物)
のそれぞれの算定
回数を入力

歯科はこちらに入力

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	35回	500回	10回	4回
2024年1月	30回	500回	10回	4回
2024年2月	35回	500回	10回	4回
1月当たり算定回数	33回	500回	10回	4回

19ページの
参考シートで必要

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が1.2%に満たない診療所については、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を算定することができます。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

☐ 病院・有床診療所
☒ 無床診療所

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額 776,833円
1月当たり算定金額 17,833円
賃金増率 2.30%

算定不可

Step3へ進んでください。

1.2%以上なので評価料は（Ⅰ）のみ算定する

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値 -1.0
算定区分 -
算定点数 初診・歯科訪問診療時 - 再診時 -

- ※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
- ※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）。
- ※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

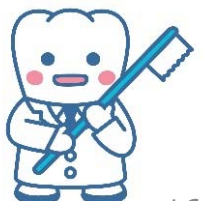
- 最後に、医療従事者の賃上げ見込みの計算を行います。
- 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額	776,833円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入	17,833円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入 （無床診療所のみ）	0円
入院ベースアップ評価料による1月当たり収入 （病院・有床診療所のみ）	0円
ベースアップ評価料による1月当たり収入合計	17,833円
ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計	214,000円

よ坊歯科クリニックでは
評価料（Ⅰ）のみ
算定可能となりました。
次に必要な届出書類の
作成をしましょう。

評価料による収入金額を確認して、
医療機関における賃上げ金額を検討します



ベースアップ評価料（Ⅰ）を届出してみましょう

まず必要な施設基準の届出

- （別添2）特掲診療料の施設基準に係る届出書
- （様式95）歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類
賃金改善計画書

このほかに必要な報告

○「賃金改善計画書」→新規届出時および毎年4月に作成、厚生局への届出は新規届出時および毎年6月

○「実績報告書」→毎年8月に報告が必要

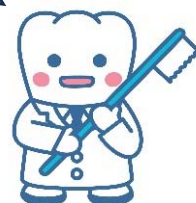
前年度の賃金改善の取組状況が評価される

保管について

※医療機関においては、ベースアップ評価料の算定に係る書類（賃金改善

計画書等の記載内容の根拠となる資料等）を当該評価料の算定年度の終了後**3年間保管**する

厚生労働省ホームページに「ベースアップ評価料等について」の特設ページがあります。
下記のページをスクロールすると、「医療機関用」の届出様式が掲載されているので、
Excelファイルをダウンロードします。



ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る特設ページです。ここでは主にベースアップ評価料について必要な情報を掲載します。

【令和6年度診療報酬改定の概要(賃上げ)】

[概要説明資料はこちら \[1.3MB\]](#)

[令和6年度診療報酬改定における賃上げについて \(YouTube\) はこちら](#)

[外来・在宅ベースアップ評価料\(Ⅰ\)を算定しましょう! \[704KB\]](#)

[歯科外来・在宅ベースアップ評価料\(Ⅰ\)を算定しましょう! \[699KB\]](#)

令和6年度診療報酬改定で新設	
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
を算定しましょう!	
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)	
1 初診時	6点
2 再診時等	2点
3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	28点
ロ イ以外の場合	7点
➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のペア等)に充当しましょう	
届出は簡単、「3」ステップ!!	

令和6年度診療報酬改定で新設	
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
を算定しましょう!	
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)	
1 初診時	10点
2 再診時等	2点
3 歯科訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	41点
ロ 同一建物居住者の場合	10点
➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のペア等)に充当しましょう	
届出は簡単、「3」ステップ!!	

下にスクロール

ベースアップ評価料（Ⅰ）を届出してみましょう



Excelファイルをダウンロードして、
ファイル名に医療機関コードをつけて保存しておきましょう
(例) 8888888_ベースアップ評価料届出.xlsx

【省令・告示】（関連する通知・事務連絡を含む）

令和6年度診療報酬改定ページ【診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について】第14節その他 第2節ベースアップ評価料並びに【特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きについて(通知)】第105外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、第106外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、第106の2歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、第106の3歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、及び第107入院ベースアップ評価料もあわせてご覧ください。

【届出方法・届出様式・賃金改善計画書・賃金改善報告書】

令和6年6月診療分からの算定に当たっては、届出を令和6年5月2日から6月3日までに行ってください。なお、令和6年5月下旬以降の受付が集中し、混雑が予想されますので、可能な限り**令和6年5月17日（金）**までの届出にご協力をお願いいたします。
ベースアップ評価料に係る届出については、医療機関・訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生（支）局郵政企画課事務所に設定された**専用メールアドレスにExcelファイルを送付することにより行ってください**。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で届出してください。詳細は下記別添PDFファイルをご覧ください。

[詳細はこちらをご覧ください。\[237KB\]](#)

医療機関用

種別	届出可能な評価料	様式番号	計画書	報告書	ダウンロード	※記載例
病院	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	別添2_計画書(病院及び有床診療所)	(別添2)_実績報告書(病院及び有床診療所)		【医科】 M01 [245KB]
	入院ベースアップ評価料	97				
有床診療所	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	(別添2)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)	(別添2)_実績報告書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)		M02 [280KB]
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	96			Excel I [371KB]	
	入院ベースアップ評価料	97	別添2_計画書(病院及び有床診療所)	(別添2)_実績報告書(病院及び有床診療所)	B1	

評価料Ⅰは
様式95を使用

歯科診療所	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	(別添2)_計画書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所)	(別添2)_実績報告書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所)		D02 [242KB]
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	96				D02 [281KB]

【Excelファイルの入力順序】

- ① 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- ② 様式95 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類
- ③ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート
- ④ ②の別添（歯科診療所）賃金改善計画書

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

（参考）賃金引上げ計画書
作成のための計算シート

1 保険医療機関コード 88888888
保険医療機関名 山崎歯科クリニック

2 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の届出について
届出を行う月
☒ 新規 ☐ 区分変更 3月 5月 8月 12月
※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分の上限を算出する値（B）
（1）算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間（上記「2」の入力に連動）
☒ 前年3月～2月 ☐ 前年5月～5月 ☐ 前年8月～8月 ☐ 前年12月～11月
②対象職員の給与総額（対象期間の1月当たりの平均）
778,833 円（前回届出時 円）
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与、法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。（ただし、役員報酬については除
また、看護補助者処遇改善多額助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前届出時額への記載は不要。

（2）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の対象期間」（上記「2」の入力に連動）
☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 5月～8月 ☐ 8月～11月
【対象期間の1月当たりの平均回数（実績）】
①初診料等の算定回数 回（前回届出時 回）
②再診料等の算定回数 回（前回届出時 回）
③訪問診療料（同一建物以外）の算定回数 回（前回届出時 回）
④訪問診療料（同一建物の算定回数 回（前回届出時 回）
⑤歯科初診料等の算定回数 33.0 回（前回届出時 回）
⑥歯科再診料等の算定回数 500.0 回（前回届出時 回）
⑦歯科訪問診療料（同一建物以外）の算定回数 10.0 回（前回届出時 回）
⑧歯科訪問診療料（同一建物の算定回数 4.0 回（前回届出時 回）
※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均（小数点第二位を四捨五入）を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
※ 公費負担医療や労務保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
※ 新規届出時は前届出時額への記載は不要。

【合計】
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定回数見込み 547.0 回（前回届出時 0.0 回）
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み 1,780.0 点（前回届出時 0.0 点）
（4）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により行われる給与の改善率 2.28%（前回届出時 %）

【記載上の注意】

①はじめにExcelのシートのうち、一番右に隠れている

「（参考）賃上げ計画書作成のための計算シート」を選びます

②次にオレンジ色の部分に必要な情報を

入力またはチェック等を入れます。（みどり色の部分は自動計算）

③前述の計算ツールで算出された金額や算定回数を入力します。

15ページの
1月当たりの給与総額を入力

15ページの
1月当たりの算定回数
を入力

※歯科診療所は
①～④でなく必ず⑤～
⑧に入力します

④この計算シートに入力すると、これ以降に入力する「様式95」などのシートに必要な数値が反映されます。

次ページに本計算シートの【記載上の注意】がありますので、参照してください。

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

（参考）賃金引上げ計画書
作成のための計算シート（続き）

記載上の注意事項です。
不明なところは確認してください。



【記載上の注意】

- 4 「3」②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること（ただし、役員報酬については除く。）。
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- 5 「3」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号（以下5～8において、単に「区分番号」という。）A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 6 「3」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7 「3」(2)「③訪問診療料（同一建物以外）に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料（訪問診療を行った場合に限る。）
- 8 「3」(2)「④訪問診療料（同一建物に係る算定回数）」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料（Ⅱ）
- 9 「3」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号（以下9～12において、単に「区分番号」という。）A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10 「3」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「3」(2)「⑦歯科訪問診療料（同一建物以外）に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1（同一患家の患者について算定した場合を除く。）の合計算定回数を記載すること。
- 12 「3」(2)「⑧歯科訪問診療料（同一建物）に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1（同一患家の患者について算定した場合。）
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C001に掲げる歯科訪問診療料の注19

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

特掲診療料の施設基準
に係る届出書

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	8888888	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先

担当者氏名： 日歯 太郎
電話番号： 03-8888-8020

①はじめにExcelのシートのうち、一番左の「別添2」を選択します

（届出事項）

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

の施設基準に係る届出

- ☒ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6か月間において療養規則及び採血規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ既に違反していないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

②次にオレンジ色の部分に必要な情報を入力またはチェック等を入れます。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 5 月 17 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 東京都千代田区九段北4-1-20
及び名称 よ坊歯科クリニック

開設者名 日歯 太郎

関東信越厚生局長 殿

③以上で「別添2」は
入力終了です

備考1 【 】 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 ロには、適合する場合「○」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

次は様式95です

別添2

様式95_外来・在宅ベースアップ評価料



ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

様式95：歯科外来・在宅ベースアップ
評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出
書添付書類

様式95

〔 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード 8888888
保険医療機関名 よ坊歯科クリニック

①はじめにExcelのシートのうち、「様
式95」を選択します

2 届出を行う評価料

☐ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
☒ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

②次に
2.届出を行う評価料
3.外来医療等の実施の有無
についてチェックを入れます。

3 外来医療等の実施の有無

☐ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
☒ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

③賃上げを行う対象職員（常勤換
算）の数を入力してください。
※対象職員の数に関しては、【記載上の
注意】の3を参照してください。

4 対象職員(常勤換算)数 3.0 人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。
※ 0より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

- 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。
- 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

- 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定
労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該
常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

- 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

④以上で「様式95」は
入力終了です

< > 別添2 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 様式96_外来・在宅ベー

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

別添

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和 6 年度分）

賃金改善計画書

保険医療機関コード 8888888
保険医療機関名 よ坊歯科クリニック

Ⅰ. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

（１）賃金引上げの実施方法

☐	令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
☒	令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

（２）賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月 12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料：賃金引き上げを維持することを前提とすること。

（３）ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「（３）ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についてもとする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の届出有無

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等を届け出ない場合は、以下（４）の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

☐ 有

Ⅱ-１. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（３）の期間中】

（４）算定金額の見込み

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	178,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	1,780 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数	(イ) - 点 (ロ) - 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定回数	- 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定回数	- 回
（５）令和7年度への繰越予定額（令和6年度届出時のみ記載）	400 円
（６）前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	円
（７）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（４）-（５）+（６）】	177,600 円

※ 「（７）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（９）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅱ-２. 全体の賃金改善の見込み額【（２）の期間中】

（８）全体の賃金改善の見込み額	249,600 円
（９）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（７）の再掲】	177,600 円
（１０）うち（９）以外によるベア等実施分	0 円
（１１）うち定期昇給相当分	72,000 円
（１２）うちその他分【（８）-（９）-（１０）-（１１）】	0

※ 「（８）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。

※ 「（１０）うち（９）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。

※ 「（１１）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。

※ 「（１２）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

①Excelのシートのうち、「（別添）計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）」を選択します

②必要事項を入力します。
・賃上げを実施する年度
・賃上げの実施方法（一律・段階的）
・賃上げ改善実施期間
・ベア評価料算定期間

③評価料Ⅰのみ算定の際はチェックしないでください。
※ 図されていた外す

（３）の期間の10ヵ月分の金額

（２）の期間の12ヵ月分の金額

【評価料の振分け例】
対象職員3名
①DH…月5,150円
（年61,800円）
②DH…月5,150円
（年61,800円）
③DA…月4,500円
（年54,000円）
算定金額178,000円のうち、177,600円を令和6年度の賃上げに使い、400円は次年度繰り越し

（１１）【定期昇給の例】
対象職員3名
4月に月2,000円定昇
2,000円×3名
6,000円×12ヵ月
=72,000円

④「（４）算定金額の見込み」の金額に基づき、賃上げ対象職員に令和6年度中にどのように振り分けるのか検討します。割り切れない場合は、令和7年度の賃上げに繰り越しも可能です。

⑤評価料による算定金額以外の定期昇給分などでの給与UPとなる金額があれば（１０）（１１）に、（８）に全体の賃金改善の見込み額を入力します。

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

⑥賃上げを行う対象職員の常勤換算数、賃金改善前後の基本給等総額、賃金改善見込み額（内訳：ベースアップ・定期昇給）を入力します。

※ここからは1か月あたりの金額です。自院の賃上げ対象職員のみ

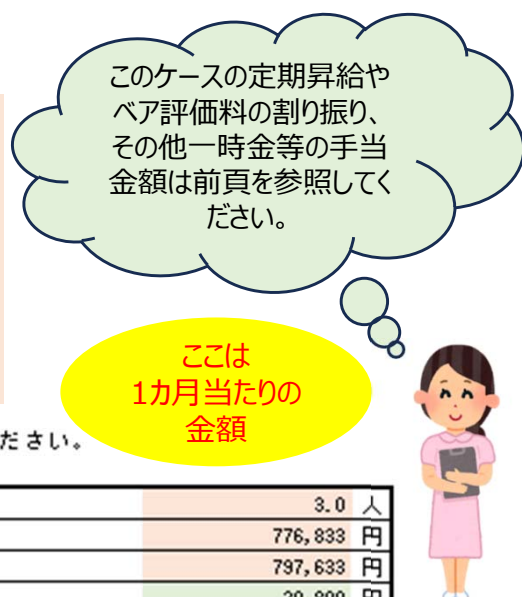
賃金改善計画書（続き）

Ⅳ…対象職員すべて、Ⅴ…歯科衛生士すべて、Ⅵ…歯科技工士すべて
Ⅶ…歯科業務補助者すべて、Ⅷ…その他の対象職種すべて

【入力の手順（Ⅳの例）】

- ①（13）対象職員常勤換算数を入力
- ②（14）賃金改善前の基本給等の総額を入力→13ページの「算定に必要なデータ」参照
- ③（17）定期昇給相当額を入力（2,000円×3名）
- ④（18）ベア等実施分を入力（ベア評価料…14,800円）
- ⑤（14）の改善前金額に（17）と（18）のアップ分を合算して（15）の改善後の基本給等総額を入力

※Ⅴ以降はⅣの内訳を入力



○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	3.0 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	776,833 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	797,633 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	20,800 円
(17) うち定期昇給相当分	6,000 円
(18) うちベア等実施分	14,800 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	1.9 %

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	2.0 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	541,333 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	555,633 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	14,300 円
(24) うち定期昇給相当分	4,000 円
(25) うちベア等実施分	10,300 円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	1.9 %

Ⅵ. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	0.0 %

Ⅶ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.0 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	235,500 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	242,000 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	6,500 円
(38) うち定期昇給相当分	2,000 円
(39) うちベア等実施分	4,500 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	1.9 %

Ⅷ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	0.0 %

ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出様式に入力しましょう

賃金改善計画書（続き）

⑦ XI.賃金引上げを行う方法について入力します。

○賃上げの担保方法

○賃金改善に関する規定内容

改定率+0.28%分
を使って賃上げする
場合に入力します。

【ベースアップ評価料対象外職種について】

Ⅰ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（51）－（49）】	0 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（52）－（50）】	0 円
(55) うち定期昇給相当分	円
(56) うちベア等実施分	円
(57) ベア等による賃金増率【（56）÷（50）】	0.0 %

Ⅱ. 事務職員の基本給等に係る事項

(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月時点】	人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（Ⅱ）の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（61）－（59）】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（62）－（60）】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【（66）÷（60）】	0.0 %

Ⅲ. 賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し

☐ その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

ベースアップ評価料による賃上げを実施することについて規程を見直した

就業規則や賃金
表がなくても「ベース
アップ評価料手
当」を新設し、毎
月決まった額を従
来の基本給に上
乗せして支給する
方法が可能

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 17 日 開設者名： 日歯 太郎

【記載上の注意】

- 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のことをいう。
- また、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」及び「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 「（1）賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
なお、令和7年度に新規届出を行う場合には、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 「（2）賃金改善実施期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。
ただし、令和5年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和5年4月から開始として差し支えない。
- 「（3）ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の3月までの期間をいう。
- 「（7）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（9）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 「（8）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 「（10）うち（9）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 「（11）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- 「（13）対象職員の常勤換算数」（以降の設問の常勤換算数についても同様の定義）は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。
- 「給与総額」には、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること（ただし、役員報酬については除く。）。

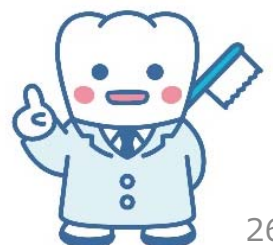
【記載例】
・賃金表等の改
定等による賃金
水準の引上げ
・給与規程や雇
用契約に定める
基本給の引上げ
・毎月支払われる
手当の増額・新
設

入力はいこれで終わりです。間違いがないか一度確認してから
43～44ページの厚生局の専用メールアドレスに送信しましょう。
おつかれさまでした！



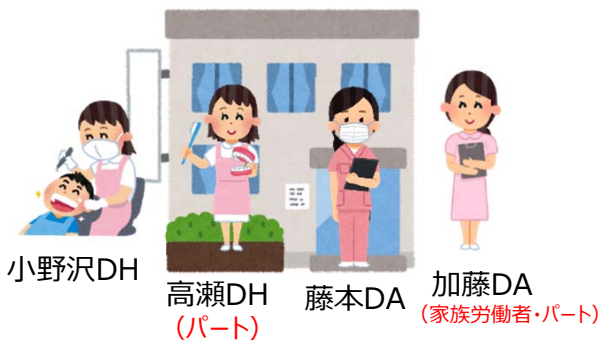
第3：ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出について

続いて、ベースアップ評価料（Ⅱ）も
算定可能なケースについて説明します。



ベースアップ評価料Ⅱも算定できるケース【算定に必要なデータ】

8020歯科医院において、4名の従業員に対する賃上げ（令和6年6月から算定開始）



【対象職種・給与額】

- 賃上げの対象職種を決める
- 事務職員を除く家族労働者も対象職種に含むことができる
(このケースでは正規職員2名、パート職員2名が対象)
常勤換算数は $2 + 0.5 \times 2 = 3.0$ 人とする
- 給与等の金額は、基本給だけでなく、毎月決まって支払う金額も含まれる
- 定期昇給している場合はその金額も準備
(この場合は毎年4月に3,000円の定期昇給とする)

給与額	小野沢DH	高瀬DH	藤本DA	加藤DA	月の総額
令和5年3月	287,000円	257,000円	272,000円	242,000円	1,058,000円
令和5年4月（定期昇給）	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年5月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年6月（賞与含）	580,000円	520,000円	550,000円	490,000円	2,140,000円
令和5年7月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年8月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年9月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年10月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年11月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和5年12月（賞与含）	580,000円	520,000円	550,000円	490,000円	2,140,000円
令和6年1月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
令和6年2月	290,000円	260,000円	275,000円	245,000円	1,070,000円
月平均の支給額	338,083円	303,083円	320,583円	285,583円	
支給総額	14,968,000円				1,247,333円/月

38ページの
賃金改善計画書に
使用します

Vの(21)
※合算する

VIIの(35)
※合算する

IVの(14)

28ページの
賃上げ計算支援ツールの
Step1と2に使用します

算定回数	歯科初診料	歯科再診料	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
令和5年12月	38回	350回	9回	4回
令和6年1月	35回	365回	9回	3回
令和6年2月	40回	360回	8回	4回

賃上げ計算支援ツールを使ってみましょう

Step 1

対象職員の給与総額の計算

○ まずは、**対象職員の給与総額**を計算しましょう。

2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年3月～2024年2月に実際に支払った給与総額を入力してください。

算定開始予定日

2024/6/1

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	1,058,000円
2023年4月	1,070,000円
2023年5月	1,070,000円
2023年6月	2,140,000円
2023年7月	1,070,000円
2023年8月	1,070,000円
2023年9月	1,070,000円
2023年10月	1,070,000円
2023年11月	1,070,000円
2023年12月	2,140,000円
2024年1月	1,070,000円
2024年2月	1,070,000円

対象職員の給与総額を
月ごとに入力

28ページのデータをもとに
Step1で月ごとの給与総額
Step2で算定回数を
入力します

様式96で必要

1月当たり給与総額	1,247,333円
-----------	------------



Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【病院・診療所共通】

○ 次に、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**の算定見込みの計算を行います。

○ **2024年6月1日から算定を開始する場合、2023年12月～2024年2月に算定した初診料等の算定回数を入力してください。**

算定開始予定日	算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2024年6月1日	2023年12月				
	2024年1月				
	2024年2月				
	1月当たり算定回数	0回	0回	0回	0回

歯科初診料、
歯科再診料、
歯科訪問診療
料（同一建物
以外・同一建
物）
のそれぞれの算
定回数を入力

歯科はこちらに入力

算定月	歯科初診料等	歯科再診料等	歯科訪問診療料 (同一建物以外)	歯科訪問診療料 (同一建物)
2023年12月	35回	350回	9回	4回
2024年1月	35回	365回	9回	3回
2024年2月	35回	360回	8回	4回
1月当たり算定回数	35回	358回	9回	4回

様式96で必要

賃上げ計算支援ツールを使ってみましょう

Step 2

ベースアップ評価料の算定見込みの計算

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【無床診療所のみ】

○ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定見込みだけでは、賃金増率が**1.2%に満たない診療所**については、**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）**を算定することができます。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの算定可否

①該当する区分を選択ください。

- ☐ 病院・有床診療所
☒ 無床診療所

算定可能

②歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金増率等

1月当たり給与総額	1,247,333円
1月当たり算定金額	14,587円
賃金増率	1.17%

1.2%未満なので評価料は（Ⅱ）も算定できる

歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分

区分の元となる数値	0.1
算定区分	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1
算定点数	初診・歯科訪問診療時 8点 再診時 1点

評価料8段階のうち、どの算定区分や算定点数を確認しておきましょう。

区分：評価料（Ⅱ）…1
点数：初診・訪問時…8点
再診時…1点

※ 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関ではない場合（主に自由診療を実施する保険医療機関など）は、対象外となります。
※ 対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の診療所は、対象外となります（ただし、特定地域に所在する場合は対象となります。）
※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの区分については、該当する区分より低い区分を選択することも可能です。

Step 3

医療従事者の賃上げ見込みの計算

○ 最後に、**医療従事者の賃上げ見込み**の計算を行います。

○ 「ベースアップ評価料による1月当たり収入合計」等について、確認してください。

賃上げ見込みの計算

1月当たり給与総額

1,247,333円

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）による1月当たり収入

14,587円

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）による1月当たり収入
（無床診療所のみ）

7,370円

入院ベースアップ評価料による1月当たり収入
（病院・有床診療所のみ）

0円

ベースアップ評価料による1月当たり収入合計

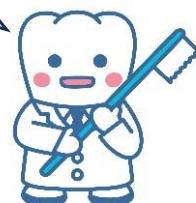
21,957円

ベースアップ評価料による1年度当たり収入合計

263,480円

評価料による収入金額を確認して、
医療機関における賃上げ金額を検討します

8020歯科では
評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）が
算定可能となりました。
次に必要な届出書類の
作成をしましょう。



ベースアップ評価料（Ⅱ）を届出してみましょう

まず必要な施設基準の届出

- （別添2）特掲診療料の施設基準に係る届出書
- （様式95） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類・賃金改善計画書
- （様式96） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出書添付書類
（新規・3・6・9・12月の区分変更）

このほかに必要な報告

- 「賃金改善計画書」⇒新規届出時および毎年4月に作成、厚生局への届出は新規届出時および毎年6月
- 「実績報告書」⇒毎年8月に報告が必要

前年度の賃金改善の取組状況が評価される

保管について

※医療機関においては、ベースアップ評価料の算定に係る書類（賃金改善計画書等の記載内容の根拠となる資料等）を当該評価料の算定年度の終了後**3年間保管**する

厚生労働省ホームページに「ベースアップ評価料等について」の特設ページがあります。
下記のページをスクロールすると、「医療機関用」の届出様式が掲載されているので、Excelファイルをダウンロードします。



ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る特設ページです。ここでは主にベースアップ評価料について必要な情報を掲載します。

【令和6年度診療報酬改定の概要(賃上げ)】

[概要説明資料はこちら \[1.3MB\]](#)

[令和6年度診療報酬改定における賃上げについて \(YouTube\) はこちら](#)

[外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定しましょう！ \[704KB\]](#)

[歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定しましょう！ \[699KB\]](#)

令和6年度診療報酬改定で新設	
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
を算定しましょう！	
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)	
1 初診時	6点
2 再診時等	2点
3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	28点
ロ イ以外の場合	7点
※評価料の収入の全額を賃上げ(職員のペア等)に充当しましょう	
届出は簡単、「3」ステップ！！	

令和6年度診療報酬改定で新設	
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
を算定しましょう！	
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)	
1 初診時	10点
2 再診時等	2点
3 歯科訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	41点
ロ 同一建物居住者の場合	10点
※評価料の収入の全額を賃上げ(職員のペア等)に充当しましょう	
届出は簡単、「3」ステップ！！	

下にスクロール

ベースアップ評価料（Ⅱ）を届出してみましょう



Excelファイルをダウンロードして、
ファイル名に医療機関コードをつけて保存しておきましょう
(例) 8020888_ベースアップ評価料届出.xlsx

【重要】告示（関連する通知・事務連絡を含む）

令和6年度診療報酬改定ページ内【診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について】第14節その他 第2節ベースアップ評価料並びに【特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きについて(通知)】第105外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、第106外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、第106の2歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、第106の3歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、及び第107入院ベースアップ評価料もあわせてご覧ください。

【届出方法・届出様式・賃金改善計画書・賃金改善報告書】

令和6年6月診療分からの算定に当たっては、届出を令和6年5月2日から6月3日までに行ってください。なお、令和6年5月下旬は届出の受付が集中し、混雑が予想されますので、可能な限り**令和6年5月17日（金）**までの届出にご協力をお願いいたします。
ベースアップ評価料に係る届出については、医療機関・訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生（支）局郵政企画課事務局ごとに設定された**専用メールアドレスにExcelファイルを送出することにより行ってください**。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で届出してください。詳細は下記別添PDFファイルをご覧ください。

[詳細はこちらをご覧ください。【237KB】](#)

医療機関用

種別	届出可能な評価料	様式番号	計画書	報告書	ダウンロード	※記載例
病院	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	(別添)_計画書(病院及び有床診療所)	(別添)_実績報告書(病院及び有床診療所)		【医科】 PDF M01 [245KB]
	入院ベースアップ評価料	97				
有床診療所	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	(別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)	(別添)_実績報告書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)		PDF M02 [280KB]
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	96				
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	96				
	入院ベースアップ評価料	97				

評価料ⅠとⅡの届出は
様式95と96を使用



歯科診療所	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	95	(別添)_計画書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所)	(別添)_実績報告書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所)		PDF D02 [281KB]
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	96				

【Excelファイルの入力順序】

- ① 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- ② 様式95 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類
- ③ 様式96 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出書添付書類
- ④ ②の別添（歯科診療所）賃金改善計画書

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

特掲診療料の施設基準
に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	8020888	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先

担当者氏名： 日歯 花子
電話番号： 03-8020-8888

①はじめにExcelのシートのうち、一番左の「別添2」を選択します

〈届出事項〉

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1

の施設基準に係る届出

- ☒ 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び策担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します

令和 6 年 5 月 17 日

保険医療機関・保険薬局の所在: 東京都千代田区九段北4-1-20

及び名称 8020歯科

開設者名 日歯 花子

関東信越厚生局長 殿

②次にオレンジ色の部分に必要な情報を入力またはチェック等を入れます。

※（Ⅱ）も算定する場合は（Ⅰ）と（Ⅱ）を併記します（Ⅱ）は8段階あるので、その区分も入力

③以上で「別添2」は入力終了です

次は様式95です
22ページを参照のうえ
入力して、引き続き、
様式96を入力します。
がんばりましょう！

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □ には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

別添2

様式95_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

様

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

様式96

様式96：歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出書添付書類

〔 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 〕の施設基準に係る届出書添付書類（新規・3、6、9、12月の区分変更）

1 保険医療機関コード 8020888
保険医療機関名 8020 歯科

①はじめにExcelのシートのうち、「様式96」を選択します

2 届出を行う評価料

☐ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
☒ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

②次に
2.届出を行う評価料
3.該当する届出の
区分（新規）と
算出を行う月（3月）にチェックを入れます。
※6月から算定の時は3月

3 該当する届出

☒ 算出を行う月（通知別表7を参照）
☒ 新規
☐ 区分変更

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。
※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

4 対象職員（常勤換算）数

3.0 人

※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の場合、特定地域（※）に所在する保険医療機関に該当するか、☐

※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

5 社会保険診療等に係る収入金額（※）の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】3を参照

6 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分の上限を算出する値（[B]）

（1）算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間（上記「3」の入力に連動）

☒ 前年3月～2月 ☐ 前年6月～5月 ☐ 前年8月～8月 ☐ 前年12月～11月

②対象職員の給与総額（対象期間の1月当たりの平均）

1,247,333 円（前回届出時 円）

※ 「対象職員の給与総額」については、給与明細等に基づき、給与明細等を含めた金額を計上すること。（ただし、役員報酬については除く。また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。）

※ 新規届出時は前届出時額への記載は不要。

④保険収入が総収入の80%を超えている場合はチェックを入れます。※自費診療の割合が20%以上は算定できません

（2）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定回数・金額の見込み

〔算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の対象期間」（上記「3」の入力に連動）〕

☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 8月～11月

〔対象期間の1月当たりの平均回数（実績）〕

①初診料等の算定回数

回（前回届出時 回）

②再診料等の算定回数

回（前回届出時 回）

⑤計算支援ツールから1月当たりの給与総額を入力します
※29ページ参照

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間」(上記「3」の入力に連動)

☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数

回 (前回届出時 回)

②再診料等の算定回数

回 (前回届出時 回)

③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

回 (前回届出時 回)

④訪問診療料(同一建物)の算定回数

回 (前回届出時 回)

⑤歯科初診料等の算定回数

35.0 回 (前回届出時 回)

⑥歯科再診料等の算定回数

358.0 回 (前回届出時 回)

⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

9.0 回 (前回届出時 回)

⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数

4.0 回 (前回届出時 回)

※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算定回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。

※ 自由診療の患者については、計上しない。

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み

406.0 回 (前回届出時 0.0 回)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

1,475.0 点 (前回届出時 0.0 点)

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率

1.18% (前回届出時)

(4) 【B】の値

0.03 (前回届出時)

⑥計算支援ツールから1月当たりの算定回数を入力します
※29ページ参照
※**歯科診療所は①から④ではなく必ず⑤から⑧に入力します。**

⑦評価料の
・算定回数
・算定点数の見込み
・給与の改善率
が自動計算されるので、
確認しましょう

【B】=

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み} \end{array} \right] \times 10 \text{円}}$$

7 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- ☐ 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の算定回数(6(3))の変化は1割以内である。
- ☐ 【B】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

⑧評価料（Ⅱ）の8段階のうち、該当するところにチェックを入れます

算定可能な区分は自動表示されます

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

☒	届出無し
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
☐	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

☐	届出無し
☒	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
☐	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。

なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。

常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする)。

3 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。

4 「6」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く)。

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引き上げ分については、含めないこと。

5 「6」①「初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。

- ・医科点数表区分番号(以下5～8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
- ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
- ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)

様式96の入力はこれで終わりです。
次は「計画書」の作成をがんばりましょう！



ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

【記載上の注意】のつづき

- 6 「6」「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7 「6」「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8 「6」「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 9 「6」「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9～12において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10 「6」「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「6」「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12 「6」「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
- ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

別添

（歯科診療所）賃金改善計画書（令和 6 年度分）

賃金改善計画書

保険医療機関コード 8020888
保険医療機関名 8020歯科

①Excelのシートのうち、「（別添）_歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所」を選択します

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

（1）賃金引上げの実施方法

- ☐ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
☒ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

（2）賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月 12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定賃金引き上げを維持することを前提とすること。

②必要事項を入力します。

- ・賃上げを実施する年度
- ・賃上げの実施方法（一律・段階的）
- ・賃上げ改善実施期間
- ・ベア評価料算定期間

（3）ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ～ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「（3）ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

II. 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の届出有無

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等を届け出ない場合は、以下（4）の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み」は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）」により計算を行うこと。

☒ 有

③評価料Ⅱを算定するのでチェックします

Ⅱ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（3）の期間中】

（4）算定金額の見込み

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み	221,700 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定により算定される点数の見込み	147,500 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等による算定金額の見込み	74,200 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等の区分及び点数	（イ） 8 点 （ロ） 1 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（初診時等）の算定日数の見込み	480 回
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）等（再診時等）の算定日数の見込み	3,580 回
（5）令和7年度への繰越予定額（令和6年度届出時のみ記載）	475 円
（6）前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	円
（7）算定金額の見込み（繰越額調整後）【（4）-（5）+（6）】	221,225 円

※ 「（7）算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「（9）ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

（3）の期間
の10ヵ月分
の金額

【ベア評価料の振分け例】
対象職員4名

- ①DH…月5,000円（年60,000円）
 - ②DH…月4,500円（年54,000円）
 - ③DA…月5,000円（年60,000円）
 - ④DA…月3,500円（年42,000円）
- 算定金額221,700円のうち、221,225円を令和6年度の賃上げに使い、475円は次年度繰り越し

Ⅱ-2. 全体の賃金改善の見込み額【（2）の期間中】

（8）全体の賃金改善の見込み額

（9）うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（7）の再掲】	365,225 円
（10）うち（9）以外によるベア等実施分	221,225 円
（11）うち定期昇給相当分	0 円
（12）うちその他分【（8）-（9）-（10）-（11）】	144,000 円

※ 「（8）全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
※ 「（10）うち（9）以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
※ 「（11）うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
※ 「（12）うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時的な賃金による賃金改善額となること。

（2）の期間
の12ヵ月分
の金額

（11）【定期昇給の例】
対象職員4名
4月に月3,000円定昇
3,000円×4名
=12000円
12,000円×12ヵ月
=144,000円

④「（4）算定金額の見込み」の金額に基づき、賃上げ対象職員に令和6年度中にどのように振り分けるのか検討します。
割り切れない場合は、令和7年度の賃上げに繰り越しも可能です。

⑤評価料による算定金額以外の定期昇給分などでの給与UPとなる金額があれば（10）（11）に、（8）に全体の賃金改善の見込み額を入力します。

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

⑥賃上げを行う対象職員の常勤換算数、賃金改善前後の基本給等総額、賃金改善見込み額（内訳：ベースアップ・定期昇給）を入力します。

※ここからは1か月あたりの金額です。自院の賃上げ対象職員のみ

賃金改善計画書（続き）

Ⅳ…対象職員すべて、Ⅴ…歯科衛生士すべて、Ⅵ…歯科技工士すべて
Ⅶ…歯科業務補助者すべて、Ⅷ…その他の対象職種すべて

【入力の手順（Ⅳの例）】

- ①（13）対象職員常勤換算数を入力
- ②（14）賃金改善前の基本給等の総額を入力→○ページの「算定に必要なデータ」参照
- ③（17）定期昇給相当額を入力（3,000円×4名）
- ④（18）ベア等実施分を入力（ベア評価料…18,000円）
- ⑤（14）の改善前金額に（17）と（18）のアップ分を合算して
（15）の改善後の基本給等総額を入力

※Ⅴ以降はⅣの内訳を入力

このケースの定期昇給や
ベア評価料の割り振り、
その他一時金等の手当
金額は前頁を参照してく
ださい。

ここは
1か月当たりの金額



○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	3.0 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,247,333 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,277,333 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	30,000 円
(17) うち定期昇給相当分	12,000 円
(18) うちベア等実施分	18,000 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	1.4 %

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.5 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	641,166 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	656,666 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（22）－（21）】	15,500 円
(24) うち定期昇給相当分	6,000 円
(25) うちベア等実施分	9,500 円
(26) ベア等による賃金増率【（25）÷（21）】	1.5 %

Ⅵ. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（29）－（28）】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【（32）÷（28）】	0.0 %

Ⅶ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	1.5 人
(35) 賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	606,166 円
(36) 賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	620,666 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（36）－（35）】	14,500 円
(38) うち定期昇給相当分	6,000 円
(39) うちベア等実施分	8,500 円
(40) ベア等による賃金増率【（39）÷（35）】	1.4 %

Ⅷ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（43）－（42）】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【（46）÷（42）】	0.0 %

ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出様式に入力しましょう

賃金改善計画書（続き）

- ⑦ XI.賃金引上げを行う方法について入力します。
- 賃上げの担保方法
 - 賃金改善に関する規定内容

改定率+0.28%分
を使って賃上げする
場合に入力します。

就業規則や賃金表がな
くても「ベースアップ評価
料手当」を新設し、毎
月決まった額を従来の
基本給に上乗せして支
給する方法が可能

【記載例】
・賃金表等の改定
等による賃金水準の
引上げ
・給与規程や雇用
契約に定める基本
給の引上げ
・毎月支払われる手
当の増額・新設

入力はこれで終わりです。間違いがないか一度確認してから
43～44ページの厚生局の専用メールアドレスに送信しましょう。おつかれさまでし
た！



第4： 厚生局への届出・参考資料

届出書類作成の注意点とメール送信先

- ①厚生労働省または地方厚生（支）局のホームページからExcelファイルをダウンロードします。
- ②評価料の届出は、地方厚生局都道府県事務所の専用メールアドレスにExcelファイルで提出します。
※メールで提出できない等やむを得ない事情がある場合は書面で提出
- ③メール提出時には ★Excelファイル名に「医療機関コード」をつけます。
(例) 8888888_ベースアップ評価料届出.xlsx
★メール本文に、医療機関名および連絡先を記載します。
★ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルは送信しないでください。
- ④メール送信後は
★都道府県事務所から「メールを受信した」旨自動返信があるので確認してください。
★メールが殺到した場合はエラーメッセージが届くので、その場合は時間をおいて再送してください。
- ⑤専用アドレスには評価料の届出様式以外は添付しないでください。また、質問や意見は受け付けていません。

【ベースアップ評価料 届出専用メールアドレス一覧】

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。
「●」を「@」に置き換えてください。

都道府県番号	管轄地域	都道府県	メールアドレス
01	北海道厚生局	北海道	baseup-hyoukaryou01●mhlw.go.jp
02	東北厚生局	青森県	baseup-hyoukaryou02●mhlw.go.jp
03		岩手県	baseup-hyoukaryou03●mhlw.go.jp
04		宮城県	baseup-hyoukaryou04●mhlw.go.jp
05		秋田県	baseup-hyoukaryou05●mhlw.go.jp
06		山形県	baseup-hyoukaryou06●mhlw.go.jp
07		福島県	baseup-hyoukaryou07●mhlw.go.jp
08	関東信越厚生局	茨城県	baseup-hyoukaryou08●mhlw.go.jp
09		栃木県	baseup-hyoukaryou09●mhlw.go.jp
10		群馬県	baseup-hyoukaryou10●mhlw.go.jp
11		埼玉県	baseup-hyoukaryou11●mhlw.go.jp
12		千葉県	baseup-hyoukaryou12●mhlw.go.jp
13		東京都	baseup-hyoukaryou13●mhlw.go.jp
14		神奈川県	baseup-hyoukaryou14●mhlw.go.jp
15		新潟県	baseup-hyoukaryou15●mhlw.go.jp
19		山梨県	baseup-hyoukaryou19●mhlw.go.jp
20		長野県	baseup-hyoukaryou20●mhlw.go.jp

届出書類作成の注意点とメール送信先

【ベースアップ評価料 届出専用メールアドレス一覧】（つづき）

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。
「●」を「@」に置き換えてください。

都道府県番号	管轄地域	都道府県	メールアドレス
16	東海北陸厚生局	富山県	baseup-hyoukaryou16●mhlw.go.jp
17		石川県	baseup-hyoukaryou17●mhlw.go.jp
21		岐阜県	baseup-hyoukaryou21●mhlw.go.jp
22		静岡県	baseup-hyoukaryou22●mhlw.go.jp
23		愛知県	baseup-hyoukaryou23●mhlw.go.jp
24		三重県	baseup-hyoukaryou24●mhlw.go.jp
18	近畿厚生局	福井県	baseup-hyoukaryou18●mhlw.go.jp
25		滋賀県	baseup-hyoukaryou25●mhlw.go.jp
26		京都府	baseup-hyoukaryou26●mhlw.go.jp
27		大阪府	baseup-hyoukaryou27●mhlw.go.jp
28		兵庫県	baseup-hyoukaryou28●mhlw.go.jp
29		奈良県	baseup-hyoukaryou29●mhlw.go.jp
30		和歌山県	baseup-hyoukaryou30●mhlw.go.jp
31	中国四国厚生局	鳥取県	baseup-hyoukaryou31●mhlw.go.jp
32		島根県	baseup-hyoukaryou32●mhlw.go.jp
33		岡山県	baseup-hyoukaryou33●mhlw.go.jp
34		広島県	baseup-hyoukaryou34●mhlw.go.jp
35		山口県	baseup-hyoukaryou35●mhlw.go.jp
36	四国厚生支局	徳島県	baseup-hyoukaryou36●mhlw.go.jp
37		香川県	baseup-hyoukaryou37●mhlw.go.jp
38		愛媛県	baseup-hyoukaryou38●mhlw.go.jp
39		高知県	baseup-hyoukaryou39●mhlw.go.jp
40	九州厚生局	福岡県	baseup-hyoukaryou40●mhlw.go.jp
41		佐賀県	baseup-hyoukaryou41●mhlw.go.jp
42		長崎県	baseup-hyoukaryou42●mhlw.go.jp
43		熊本県	baseup-hyoukaryou43●mhlw.go.jp
44		大分県	baseup-hyoukaryou44●mhlw.go.jp
45		宮崎県	baseup-hyoukaryou45●mhlw.go.jp
46		鹿児島県	baseup-hyoukaryou46●mhlw.go.jp
47		沖縄県	baseup-hyoukaryou47●mhlw.go.jp

令和6年度診療報酬改定で新設

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

を算定しましょう！

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

1	初診時	10点
2	再診時等	2点
3	歯科訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	41点
ロ	同一建物居住者の場合	10点

➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書」、「賃金改善計画書」を作成
(届出については、次ページへ)

STEP2

メールで提出

※紙面での提出も可

(6月から算定する場合、R6.5.2～**R6.6.21**までに地方厚生局へ提出)

※ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出は特例的に6月21日まで延長

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

※この他、賃上げに関して、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「入院ベースアップ評価料」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)」がございます。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

届出時に作成する書類

① 届出書（特掲診療料の施設基準）

必要な情報

- ・医療機関情報（医療機関コード・住所・開設者名など）

② 届出書の添付書類（様式95）

必要な情報

- ・賃金改善の対象職員数

解法4

〔外果-互電ベースアップの設備費(1)〕
〔燃料外果-互電ベースアップの設備費(1)〕

① 施設設置費に相当する固定費の計算

	100万円
① 施設設置費(2)×F	
燃料外果設備	乗車量に比例

② 施設費の設備費

☐ 外果-互電ベースアップの設備費(1)
☒ 燃料外果-互電ベースアップの設備費(1)

③ 外果設備費の算出の仕組み

☐ 外果設備費は外果設備の設置に相当する施設設置費(100万)
☒ 外果設備費は外果設備の設置に相当する施設設置費(100万)

④ 外果設備費(乗車設備費)

	外果	燃料
外果設備費は、②の100万設備費に相当する乗車-燃料費と乗車設備費の、100万、 を100:100の割合で割ればよい。		

③計画書の計算シート（賃金引き上げ計画書作成のための計算シート）

必要な情報

- ・対象職員の給与総額（直近の1年）
- ・初診料等・再診料等・訪問診療料の算定回数（1～3ヶ月程度の過去実績）

胎与视频：

基本給、調整手当、役職手当、資格手当、住居手当、家族手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当、賞与、超過勤務手当、夜勤手当、深夜割増手当、休日勤務割増手当、交代勤務手当、呼出手当、その他都度支払われる手当 など

④ 計画書（（診療所）賃金改善計画書）

必要な情報

- ・ 実施期間など
- ・ 評価料の収入（算定金額）の見込み
※③の計算シートから自動入力
- ・ 賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）
- ・ 賃金引き上げを行う方法（就業規則、賃金規程などを選択）

ベースアップとは：

- ・賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
 - ・給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
 - ・毎月支払われる手当の増額・新設
- (例) 賃金表がなくても「ベースアップ評価料
手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基
本給に上乗せして支給する方法が可能

[illegible]

主たる更新箇所一覧表

2024年 5 月28日	P10 評価料（Ⅰ）（Ⅱ）の届出月の解説を追記	更新
2024年 5 月28日	P43 厚生労働省チラシの差替	更新

おつかれさまでした。
次回は、賃金改善報告書の作成や
届け出方法について
説明しますので、しばらくお待ちください

